



2025年11月13日

各位

会社名 児玉化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 北村 以知雄
(コード番号: 4222 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員経理財務部長 杉崎 浩一
(TEL. 050-3645-0121)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

1株あたりの価値の向上や、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の実行、譲渡制限付株式報酬としての利用、資本効率の向上と株主還元の実現を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類： 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数： 11万株(上限)
(発行済株式数(自己株式を除く)に対する割合0.70%(※))
- (3) 株式の取得価格の総額： 70,000,000円(上限)
- (4) 取得期間： 2025年12月1日～2026年1月30日
- (5) 取得方法： 東京証券取引所における市場買付け
(証券会社による取引一任方式)

(ご参考) 取得期間前日の2025年11月30日時点の発行自己株式の保有見込数

発行済株式総数：	15,637,144株
発行済株式総数(自己株式を除く)：	15,630,965株

※ 当社は、11月30日を消却予定日とする自己株式の消却を本日の取締役会で決議しており、上記の0.70%は、消却後の発行済株式数に対する割合です。消却に関する詳細は、本日開示しております「自己株式の消却に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

以上